

# 第2次千葉県自殺対策推進計画の中間見直し（試案）

## 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第1項の規定による計画

## 計画期間等

H30(2018)年度～R9(2027)年度の10年間  
(国の自殺総合対策大綱の見直し(R4.10)を踏まえて、県計画の中間見直しを実施)

## 基本方針

### 基本認識

- 1 自殺はその多くが「社会的に追い込まれた末の死」
- 2 自殺の背景には「複数の原因」がある

### 基本方針

- 1 全体的な対策と個別支援を組み合わせる
- 2 関係者の自殺対策への理解を進めて総合的に取り組む
- 3 地域の実情に応じた対策を効果的に進める

## 目標と現状

2026年までに計画策定時から自殺死亡率※を30%以上減少

計画策定時 (平成26年～28年平均)	中間評価時 (令和2年～4年平均)	目標 (令和6年～8年平均)
18.6	16.6	13.0

※自殺死亡率：人口10万人あたりの人口動態統計による自殺者数

## 主な課題

- 1 県全体の自殺死亡率は目標に届いておらず、全国と比較して自殺死亡率が高い地域が依然としてある。
- 2 若年層(子ども・若者)の死因の第1位が自殺  
令和4年の全国の児童生徒自殺数は、514名(過去最多)  
令和4年度の本県の児童生徒自殺数は、23名と高止まりが続いている。
- 3 新型コロナウイルス感染症発生後の女性の自殺死者の増加  
(本県の女性自殺死亡率:H30:9.7、R1:9.5、R2:12.4、R3:11.5、R4:11.1)

## 国の大綱で内容が修正された主な項目

- 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進
- 2 女性に対する支援強化
- 3 地域自殺対策の取組強化
- 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化  
(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進、孤独・孤立対策等との連携ほか)

## 県計画見直しの方向性

- 1 若年層(子ども・若者)への自殺対策の更なる推進
- 2 女性への自殺対策の更なる推進
- 3 総合的な自殺対策の更なる推進  
(孤独・孤立対策との連携、ICTの効果的な活用ほか)

## 計画の推進体制

千葉県自殺対策連絡会議において、計画を点検・評価

## 自殺対策推進のための取組

※赤字は、新たに追加した主な取組

	項目	主な取組	
I 自殺対策の推進体制の整備	1 地域レベルの自殺対策の推進	・千葉県自殺対策推進センターによる市町村支援 ・市町村レベルでの自殺対策ネットワークづくり	
	2 統計資料を活用した自殺対策の推進	・国等から提供されるデータを活用して地域分析を踏まえた効果的な対策の実施	
	3 自殺対策に係る人材の養成	・自殺対策関係者に対する研修等の実施 ・自殺対策に関わるスタッフの心のケア	
II 自殺の危機の段階に応じた対策	1 心の健康づくりなど一次予防の取組	(1)悩みを抱えたときの相談先の周知 ・若年層に向けた周知・啓発に、SNS・検索連動型広告※を活用 (2)心の健康づくりの推進 ・質の高い十分な睡眠の確保の推進 ・児童生徒の自殺予防教育の実施 ・児童生徒の心と体調の変化の早期発見に向けた取組の推進(一人一台端末等の活用) ・地域との連携による子どもの居場所づくり等への支援 (3)自殺の手段に対するアクセス制限等 ・医薬品等に係る法令遵守の周知及び監視指導の強化 ・インターネット上の自殺関連情報対策の推進	
	2 自殺の危機に対応する二次予防の取組	(1)総合的な相談窓口等の設置 ・行政・教育・民間が連携して総合的な相談窓口(電話相談、若年層向けSNS相談など)を設置 ・性犯罪被害相談電話(＃8103)の実施 (2)自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者への支援 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援	
	3 遺された人への支援	・自死遺族のための各種相談窓口における支援 ・自死遺族が悲しみなどを共に分かち合える場の提供	
	III 自殺対策の一翼を担う関連施策の推進	1 身体の問題に対する取組	・がん患者、難病患者への相談支援 ・健康相談
		2 精神の問題に対する取組	・精神保健福祉相談、かかりつけ医への研修 ・精神疾患への理解促進
		3 経済・社会・就労問題に対する取組	・生活困窮者、ひきこもり、多重債務者、失業者への支援 ・多様なケースに応じた女性の一時保護 ・女性自立支援施設の効果的な活用 ・困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ、居場所提供 ・県営住宅管理事業、住宅セーフティネットにおける支援 (DV被害者や母子・父子世帯等に対する優遇措置) ・高校生、高校中途退学者、進路未決定卒業生、若年無業者、女性、就職氷河期世代への就労支援
	4 家庭問題に対する取組	・介護の悩み相談 ・児童虐待への適切な対応 ・ひとり親家庭に対する相談 ・妊産婦への支援 ・困難な問題を抱える女性への支援(相談事業、自立を支援する講座、職務関係者等研修ほか) ・ヤングケアラーへの支援	
5 勤務問題に対する取組	・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・長時間労働の是正 ・ハラスメント対策		
6 学校問題に対する取組	・学校における心の健康づくり推進体制の整備(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置ほか) ・いじめを苦にした子どもの自殺予防(公立学校管理職向けの研修ほか) ・子どもの人権擁護 ・不登校の子どもへの支援 ・スマートフォン、インターネット被害防止対策の推進		
7 その他の問題に対する取組	・心のバリアフリーの推進 ・性的マイノリティへの支援 ・交通事故被害者、犯罪被害者への支援		